

熊本県サーキュラーエコノミー認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、品質、安全性等に関する一定の基準を満たすリサイクル製品や県内の産業・技術分野における環境配慮の取り組みを認証し、その利用を促進することにより、資源の循環的な利用の促進及び廃棄物の減量化を図るとともに、県内リサイクル産業の育成・振興に寄与し、もって「循環型社会の形成」に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に挙げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) リサイクル製品 再生資源を原材料の全部又は一部に使用して製造又は加工（以下「製造等」という。）がなされる製品をいう。ただし、再生資源については、県内で発生した廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法第137号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）あるいは有価物として取引の実態はあるものの更なる流通促進を図る必要があるものに限る。
- (2) 認証リサイクル製品 知事が、熊本県サーキュラーエコノミー認証制度実施要綱第7条の規定により認証したリサイクル製品をいう。
- (3) CE 促進事業 従来の製品と比較し、環境配慮設計により、製品の製造、使用、廃棄のライフサイクルの中での環境負荷が相対的に少ない製品や、従来の仕組みと比較し、当該サービスを利用することにより環境負荷が低減するサービスをいう。ただし、県民、ユーザーに十分に広く浸透している製品、サービスを除く。なお、CEとは、サーキュラーエコノミーを指す。
- (4) 認証CE 促進事業 知事が、熊本県サーキュラーエコノミー認証制度実施要綱第7条の規定により認証したCE 促進事業をいう。

(県の責務)

第3条 県は、認証リサイクル製品及び認証CE 促進事業の県による利用の推進及び県民等に対する認証リサイクル製品及び認証CE 促進事業の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

(審査委員)

第4条 リサイクル製品及び CE 促進事業の認証に関する意見を聴くため、熊本県サーキュラーエコノミー認証審査委員（以下「審査委員」という。）を任命する。

2 審査委員会の構成、運営等については、別に定める。

（認証基準等）

第5条 知事は、認証の対象となる品目（以下「認証品目」という。）及び当該認証品目に適用される基準（以下「認証基準」という。）を定めて公表する。

2 前項の認証基準は、次に掲げる事項から、品目に応じて、定めるものとする。

- (1) 対象資材
- (2) 品質性能
- (3) 環境安全性
- (4) 再生資源の使用割合
- (5) 環境効果
- (6) 法令遵守・安全性

（申請者）

第6条 認証を申請することが出来る者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) リサイクル製品の製造もしくは CE 促進事業を行うもの。
- (2) 法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないもの。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号中「法」という。）第2条第2号に指定する暴力団をいう。）又は暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有する者ではないもの。

2 前項の申請は、認証を受けようとするリサイクル製品・CE 促進事業の販売等を行う者が代理して行うことが出来る。

（認証の手続）

第7条 認証を申請する者（以下「申請者」という。）は、熊本県サーキュラーエコノミー認証制度実施要綱の施行に関する要領（以下「要領」という。）で定める申請書を知事に提出しなければならない。

2 第1項の申請の受付は、原則年1回行うものとする。

3 知事は、認証に当たっては、あらかじめ、審査委員会の意見を聴くものとする。

4 知事は、申請されたリサイクル製品又は CE 促進事業が次に掲げる第1号

から第4号の要件に適合していると認めるときに限り、認証することができる。ただし、リサイクル製品及びCE促進事業で再生資源を使用する事業に関しては第5号の要件にも適合しているときに限り、認証することができる。

(1) 県内に所在し、かつ、生活環境の保全のために必要な措置が講じられている工場や事業所等で製品の製造、設計又はサービス事業がなされること。ただし、サービス事業については、県内に事業所等が無い場合でも、県内でサービスが提供されていれば基準を満たしているものとする。

(2) 認証基準に適合すること。

(3) 関係する法令を遵守して製品の製造、設計又はサービス事業がなされること。(第2号に規定されるものを除く。)

(4) 認証の申請時において既に県内で販売もしくはサービスの提供がなされているか、もしくは、申請から6月以内に県内で販売もしくはサービスの提供がなされることが確実であること。

(5) 原材料である再生資源の入手の経路及び供給者が明らかであること。

5 知事は、認証したときは、申請者に対し認証書を交付するものとする。

6 認証の有効期限は、認証の日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までの期間とする。

7 知事は、第5項の規定により認証したときは、その旨を公表するものとする。

(認証の更新)

第8条 前条第5項の規定により認証を受けた者(以下「認証事業者」という。)は、同条第6項の有効期限を経過した後も引き続き認証の効力を存続させようとするときは、要領により定められた申請書を知事に提出しなければならない。

2 前条第2項から第8条までの規定は、認証の更新をする場合について準用する。

3 第1項の更新の申請があった場合において、前条第5項の期間の満了の日までに当該申請に対する審査が終了しないときは、従前の認証は、認証の有効期間の満了後もその審査が終了するまでの間は、なおその効力を有するものとする。

(表示)

第9条 認証事業者は、認証リサイクル製品及び認証CE促進事業に認証を受けていることを示す旨を表示することができる。

2 認証事業者は、認証書の交付を受ける前に認証を受けたと誤認されるおそれのある表示を行ってはならない。

(変更等の届出及び再認証)

第10条 認証事業者は、申請書に記載した事項を変更しようとするとき、又は当該認証リサイクル製品の製造や認証 CE 促進事業の実施・提供等を中止したときは、知事に届けなければならない。ただし、その変更が第2項に規定する軽微な変更であるときは、この限りではない。また、その変更が第3項に規定する変更であり、製品の品質や CE 促進事業の内容に明らかな影響を及ぼすと認められるときは、改めて認証を受けなければならない。

- 2 前項ただし書きの軽微な変更は、次の各号に掲げる事項の変更とする。
 - (1) リサイクル製品及び CE 促進事業のうち製品の製造等の方法（ただし、製品の品質に影響を与えない変更に限る。）
 - (2) リサイクル製品及び CE 促進事業の価格及び販売・提供の状況（見込み）
 - (3) リサイクル製品の製造及び CE 促進事業の実施・提供等に係る行政庁の免許、許可、認可等の取得状況
 - (4) 第11条第2項から第4項までに規定する製造等の管理、記録及び報告に係る実施計画
- 3 第1項ただし書きにおける、改めて認証を受けなければならない変更は、次の各号に掲げる事項とする。
 - (1) 原材料として使用する再生資源
 - (2) リサイクル製品の原材料に占める再生資源の含有率
 - (3) リサイクル製品、CE 促進事業のうち環境配慮設計製品の製造等の方法
 - (4) CE 促進事業における環境配慮設計もしくはサービスの内容（環境効果、製品の品質、サービスの内容に影響を与えるものに限る。）
- 4 認証事業者について、相続、合併又は分割（当該認証に係る事業の全部を継承させる場合に限る。以下この項において同じ。）があったときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該認証事業者の地位を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該認証事業を承継した法人は、認証事業者の地位を継承する。この場合において、認証事業者の地位を承継した者は、その旨を知事に届け出なければならない。

(認証事業者の義務)

第11条 認証事業者は、認証リサイクル製品及び認証 CE 促進事業について、第7条第4項に規定する要件（ただし、第4号を除く。）に常に適合するよう事業活動を行わなければならない。

- 2 認証事業者は、認証リサイクル製品及び認証 CE 促進事業について、要領に

定めるところにより、環境効果、品質性能及び環境安全性に係る基準の適合状況等に係る品質の確認の検査等を定期的実施することによって製造等の管理を行わなければならない。

- 3 認証事業者は、前項の規定により実施した製造等の管理に係る事項その他知事が必要と認めるものを記録し、その関係書類とともに5年間保存しなければならない。
- 4 認証事業者は、認証リサイクル製品及び認証 CE 促進事業について、要領に定めるところにより、環境効果、品質性能及び環境安全性に係る基準の適合状況、販売実績、価格等を知事に報告しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、認証事業者は、認証リサイクル製品及び認証 CE 促進事業について、環境効果、品質性能及び環境安全性に係る基準の適合状況その他の品質、安全性等についての欠陥が生じたときは、直ちに知事に報告し、欠陥の状況、講じようとする措置その他知事が必要と認める事項を届け出るとともに、当該認証リサイクル製品及び認証 CE 促進事業の利用者（購入者を含む。以下同じ。）に対してこれらの情報を提供しなければならない。
- 6 認証事業者は、認証リサイクル製品及び認証 CE 促進事業の利用等により生じた問題については、誠実にその処理を行わなければならない。
- 7 認証事業者は、認証リサイクル製品の製造等を行う工場等や認証 CE 促進事業の実施・提供等の現場等で生活環境の保全上の支障が生じたときは、適切な措置を講じなければならない。
- 8 認証事業者は、認証リサイクル製品及び認証 CE 促進事業の利用者から第3項の記録の提供を求められたときは、これに応じなければならない。

（認証の取消等）

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認証を取り消すことができる。

- (1) 認証リサイクル製品及び認証 CE 促進事業の品質、安全性等について重大な欠陥があるとき。
- (2) 認証リサイクル製品及び認証 CE 促進事業が第7条第4項各号に規定する要件（ただし、第4号を除く。）のいずれかに適合しなくなったとき。
- (3) 認証事業者が偽りその他不正の手段により認証を受けていたことが判明したとき。
- (4) 認証事業者が第6条第1項各号に規定する要件に該当する者でなくなったとき。
- (5) 次項の規定により県による利用が中止された認証リサイクル製品及び認証 CE 促進事業に係る認証事業者が、利用の中止の原因となった事項に関

して、知事が必要と認める事項に係る報告をせず、又は知事の補正指示に対して補正を行わなかったとき。

- 2 知事は、次の各号にいずれかに該当するときは、当該認証リサイクル製品及び認証 CE 促進事業について6月以内の間、県による利用を中止することができる。
 - (1) 認証リサイクル製品及び認証 CE 促進事業が、第7条第4項に規定する要件(ただし、第4号を除く。)のいずれかに適合しないおそれが生じたとき。
 - (2) 認証事業者が第10条の規定に違反して変更の届出をしなかったとき。
 - (3) 認証事業者が前条第2項の製造等の管理を怠ったとき。
 - (4) 認証事業者が前条第3項の記録又は保存を怠ったとき。
 - (5) 認証事業者が前条第4項の報告を知事の定める期限内に行わなかったとき又は虚偽の報告をしたとき。
- 3 知事は、第1項の規定により認証を取り消したとき又は第2項の規定により認証リサイクル製品及び認証 CE 促進事業の県による利用を中止したときは、その旨を公表するものとする。

(認証基準の変更等)

- 第13条 知事は、認証品目の追加若しくは削除又は認証基準の変更(以下「認証品目の追加等」という。)を行うに当たっては、あらかじめ、審査委員の意見を聴くものとする。ただし、軽微な変更等については、この限りではない。
- 2 知事は、認証品目の追加等を行った場合は、速やかに公表するものとする。
 - 3 認証品目の追加等により認証リサイクル製品及び認証 CE 促進事業が認証品目に該当しなくなったとき又は認証基準に適合しなくなったときは、認証の有効期間にかかわらず、その効力は消滅する。
 - 4 知事は、前項の規定により認証リサイクル製品及び認証 CE 促進事業の認証の効力が消滅するときは、あらかじめ、該当する認証事業者に対してその旨を通知するものとする。
 - 5 知事は、第3項の規定により認証の効力が消滅したときは、その旨を公表するものとする。

(調査等)

- 第14条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、申請者、認証事業者、供給者又は認証リサイクル製品及び認証 CE 促進事業の使用者・利用者に対し、次に掲げる事項について協力を求めるものとする。
- (1) 認証リサイクル製品及び認証 CE 促進事業について、製造等の方法その他知事が必要と認める事項に関する報告をし、資料を提出し、又は追加の試験

の実施及び当該試験の結果の報告をすること。

- (2) その職員又は第16条により委託した者（以下、「職員等」という。）に、認証リサイクル製品の製造等を行う工場等や認証 CE 促進事業の実施・提供等の現場等に立ち入らせ、認証リサイクル製品の製造や認証 CE 促進事業の実施・提供等の状況その他知事が必要と認める事項に関し、設備、帳簿、書類その他の物件の調査及び関係者への質問（以下「調査等」という。）をさせること。
 - (3) 知事が検査を行うために必要と認めたときに、認証リサイクル製品、認証 CE 促進事業に係る製品又は再生資源を提出すること。
- 2 知事は、前項第2号の規定による調査等に学識経験者等の同行を依頼し、その意見を聴くことができる。
 - 3 第1項第2号の規定による調査等を行う職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示するものとする。

（公表）

第15条 この要綱に規定する公表は、熊本県ホームページへの掲載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

（受付等業務の委託）

第16条 次に掲げる業務は、委託して行うことができるものとする。

- (1) 第7条第1項の規定により提出された申請書の受け付け
- (2) 第8条第1項の規定により提出された認証更新申請書の受け付け
- (3) 第10条の規定による届出の受け付け
- (4) 第11条第4項の規定により提出された報告書の受け付け
- (5) 第14条第1項第2号の規定による認証リサイクル製品の製造等を行う工場等や認証 CE 促進事業の実施・提供等の現場等への調査等

（その他）

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年（2026年）4月1日から施行する。